

学校いじめ防止基本方針

匝瑳市立平和小学校

学校教育目標
笑顔あふれる、夢いっぱいの平和っ子の育成 ― 希望の登校・満足の下校 ― ・自らめあてに向けて取り組む子〈確かな学力〉 ・明るく、思いやりのある子〈豊かな心〉 ・健康で、たくましい子〈健やかな体〉

よく：友達となかよく あ：自分からあいさつ そ：そうじをしっかりと ベ：べんきょうがんばる

（１）いじめに対する基本認識

すべての子どもと大人が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもち、いじめは絶対に許さないという共通の理解をします。

いじめの定義	「いじめ防止対策推進法」より
第２条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。	

（２）未然防止に向けて

人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進します。

※「新型コロナウイルス感染症」に関わるいじめについて、十分に留意していきます。

- ①子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努めます。
- ②道徳科や体験活動を通して、規範意識や集団の在り方等の学習を深めます。
- ③学校生活での悩みの解消を図るために、教育相談の充実を図るとともに「いじめ防止・対策委員会」等を活用します。また保健室に来室した児童からの相談にも十分対応します。
- ④教職員の言動でいじめの誘発・助長・黙認などがないよう細心の注意を行います。
- ⑤常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善・充実を図ります。
- ⑥教員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行います。
- ⑦「いのちを大切にするキャンペーン」等の取組の充実を図ります。
- ⑧５月に「いじめ撲滅月間」、５月と１１月に「教育相談月間」の取組を行います。

（３）早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努めます。

- ①子どもの声に耳を傾けます。
 - ・毎月いじめに関するアンケートを行います。
 - ・教育相談月間（５月、１１月～１２月）にアンケートを実施し、個別面談を行います。
 - ・学校評価アンケート（保護者）、児童アンケート（児童）を年２回行います。

- ・保健室前に相談箱を設置します。
- ②全教育活動を通じて、子どもの行動に注視します。
- ③けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目していじめに該当するかどうか判断していきます。
- ④保護者と情報を共有します。(連絡ノート、電話・家庭訪問、面談、PTAの会合等)
- ⑤地域と日常的に連携します。(地域行事への参加、平和小を考える会等)
- ⑥常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善・充実を図ります。
- ⑦教員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行います。
- ⑧関係機関との定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深めます。

(4) 早期解消に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を目指します。

被害児童(いじめを受けている子ども)を守ることを最優先とします。

- ①いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行います。
- ②学級担任が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応します。
- ③校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たします。
- ④いじめる子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省と謝罪をさせます。
- ⑤法を犯す行為に対しては、早期に警察や児童相談所等に相談して協力を求めます。
- ⑥いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行います。

解消の目安は3か月とし、その間、被害児童への継続的な観察や面談等をとおして、いじめの有無を確認していきます。

(5) いじめ問題に取り組むための校内組織

①生徒指導委員会

月1回全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行います。

②いじめ防止・対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うために、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、低・中学年担任代表で構成し、定期的かつ必要に応じ開催します。

③拡大対策会議

重大事態の発生またはその疑いがあるときは、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、不登校対策担当、教育相談担当、養護教諭、該当学年、保護者代表(PTA会長)、地域代表(区長会長)、専門家(主任児童委員等)、スクールカウンセラー等の参加により開催します。

(6) 重大事態への対処

重大事態とは、いじめにより、児童生徒の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより相当の期間(年間30日を目安又は一定の期間連続して欠席している場合)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合である。また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった時をいう。

- ①重大事態の発生またはその疑いがある時は、「拡大対策会議」を設置します。

②重大事態の調査及び指導

- ア いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先した聴き取り等による実態調査を実施します。調査内容については必ず記録します。
- イ いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望や意見を十分に聴取します。
- ウ いじめた児童には事情を聴き取り、その後指導をします。
- エ 調査した内容を「調査委員会」に報告します。
- オ 調査委員は、第三者をもって構成します。第三者とは、市顧問弁護士、市スクールカウンセラー、学識経験者等、市教育委員会と協議して決定していきます。
- カ 調査委員会の指導・助言を受け、①事実の把握 ②対応の適正 ③再発防止策等を協議していきます。

③調査結果の提供及び報告

- ア いじめられた児童及びその保護者に対し、事実関係など必要な情報を適切に提供します。
- イ アンケート調査をする場合は、調査に先立ち、調査対象の児童や保護者に、いじめられた児童及び保護者に情報提供することがある旨を説明します。
- ウ 調査結果は匝瑳市教育委員会を通して、匝瑳市長に報告をします。
- エ 必要に応じて警察に通報します。

(7) 公開・点検・評価等について

- ①「学校いじめ防止基本方針」をホームページにアップし、公開します。
- ②「学校いじめ防止基本方針」を全校保護者や地域の関係会議で配付するとともに説明していきます。
- ③いじめ防止に向けた取組について、学校評価アンケートを用いて検証します。
- ④いじめ防止に関わる定例会議にて「学校いじめ防止基本方針」の見直しを行います。

平成30年5月一部改訂
令和元年 5月一部改訂
令和2年 4月一部改訂

(8) 年間計画

月	取 組	教育相談・アンケート等	関連行事
4	学校いじめ防止基本方針の見直し と共通理解、HPへアップ 平和っ子のきまり 全校掲示		
5	いじめ防止啓発強化月間 学校いじめ防止基本方針を保護者 に配付	教育相談アンケート① 教育相談月間Ⅰ（個別面談）	入学式
6	薬物乱用防止教室（6年生）	いじめゼロアンケート①	
7	児童集会 ★いのちを大切にするキャンペーン SOSの出し方教育 平和っ子のきまり（自己評価）	いじめゼロアンケート②	平和小を考える会①
9	人権教室（3・4年生）	いじめゼロアンケート③	
10	ケータイ・スマホ教室 （5・6年生・保護者）	いじめゼロアンケート④ 学校評価アンケートⅠ （保護者・児童・教職員）	運動会
11		教育相談アンケート② 教育相談月間Ⅱ（個別面談）	グラウンドゴルフ大会 （6年生）
12	平和っ子のきまり（自己評価）	いじめゼロアンケート⑤	校内マラソン大会 親子で遊ぼう会 芸術鑑賞会
1		いじめゼロアンケート⑥	
2		いじめゼロアンケート⑦ 学校評価アンケートⅡ （保護者・児童・教職員） 学校関係者評価	平和小を考える会②
3	平和っ子のきまり（自己評価）	教育相談アンケート③	6年生を送る会 卒業証書授与式

校内「いじめ防止・対策委員会」

- 毎月1回定例開催（アンケートの確認、情報交換と対応の確認、進捗状況 等）
- 適時開催（いじめと思われる事案が把握された時）

☆いじめ対応マニュアル

いじめ防止のために

- ・いじめについての共通理解を行う。
- ・いじめをしない・許さない態度を育成する。
- ・いじめを生まない雰囲気づくりに努める。
- ・自己肯定感を育てる。

早期発見のために

- ・児童の行動を注視する。
- ・児童の声に耳を傾ける。
- ・保護者と情報を共有する。

いじめと思われる行為を目撃

- ・直ちにその行為を止める。
- ・いじめられた児童の安全を確保する。

いじめの情報

- ・いじめられている児童及び情報提供者の安全を確保する。

いじめ防止・対策委員会

学級担任などが関係する児童から事情を聴き取る。

いじめの事実「なし」

いじめの事実「あり」＝認知

重大事態または疑いが生じた場合は『拡大対策会議』を開催する

○報告・連絡

- ・市教育委員会に報告する。(月例報告)
- ・被害・加害児童の保護者へ事情説明をする。
(担任が家庭訪問または保護者が来校)
- ・犯罪行為と考えられる場合は、警察へも相談する。
(校長・教頭・生徒指導主任)
- ・市教育委員会の指示を受け、法令に基づいて適切に対応していく。

①組織的に調査

- ②事実の確認
- ③市教育委員会に報告
- ④「認知の報告書」の作成
- ⑤調査委員会の設置・調査
- ⑥被害児童・保護者への説明
- ⑦「調査報告書」の作成

○被害児童及び保護者への支援（全職員、関係児童ほか）

- ・個人情報の保護
- ・被害者の安全確保
- ・複数職員による見守り・信頼できる人物による支援体制の構築
- ・必要であれば加害児童を別室で指導、または出席停止とする。
- ・必要であれば外部専門家の協力を得る。

⑧再発防止策、観察の継続

○加害児童への指導及びその保護者への支援（全職員 他）

- ・いじめは人格を傷つけ、生命・財産を傷つける行為であることを理解させる。
- ・自らの行為の責任を自覚させ、被害児童に謝罪させる。
- ・場合によって警察との連携、学校教育法 11 条に基づく懲戒なども行う。
- ・学校が保護者と連携して対応できるよう、保護者に協力を求める。
- ・保護者に継続的な助言を行う。

○いじめが生じた集団への指導（全職員）

- ・いじめを傍観した児童には自分の問題として捉え、報告する勇気をもてるようにする。

- ・ 同調した児童には、いじめに荷担する行為であることを理解させる。